

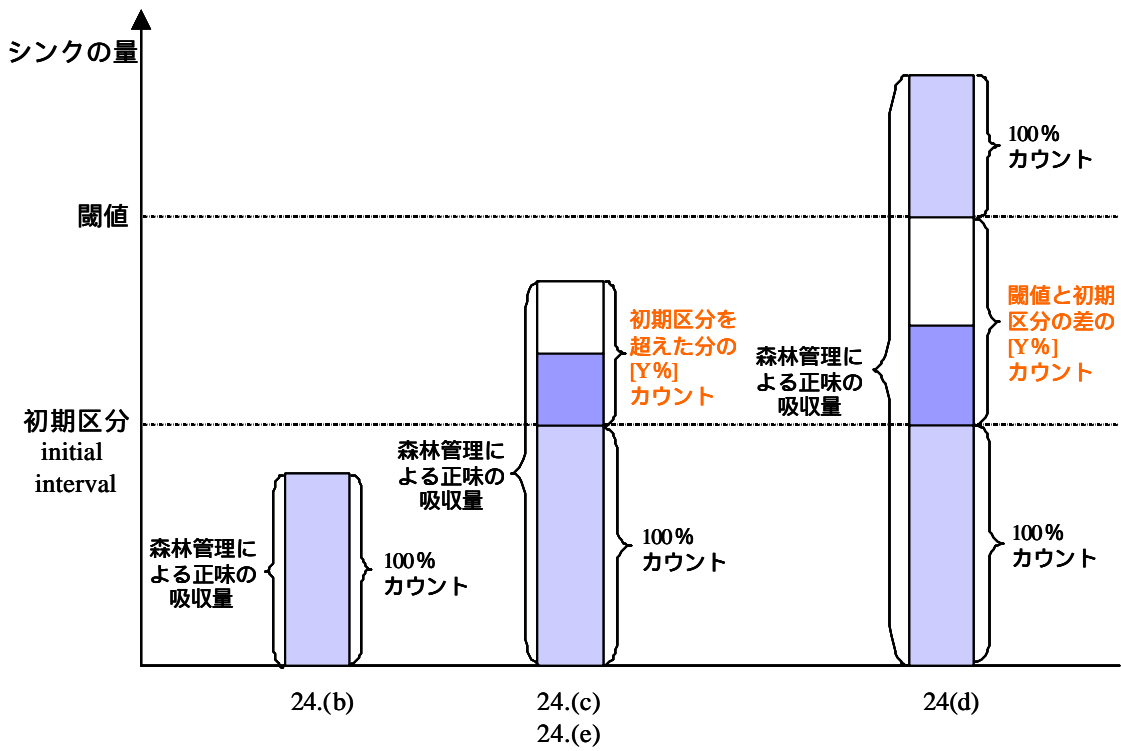
シンクにおける日米加提案の内容

FCCC/SBSTA/2000/CRP.11 (18 Nov. 2000) paragraph 21 ~ 24 オプション 2

< 和訳概要 >

21. [京都議定書 3 条 4 項における森林管理を第 1 約束期間に含むことを選択した締約国は 3 条 3 項に既に含まれている新規植林、再植林および森林減少活動を 3 条 4 項に含むべきではない。
22. [森林管理を第 1 約束期間に含むことを選択した締約国は 24(c) から 24(e) におけるアカウントのために初期区分 (initial interval) を設定するべきである。初期区分は以下の規程よりも少なくなければならない。
- (a) [5 年分をカバーする固定された数値] および
- (b) 京都議定書の 5 条 2 項に従って準備され、3 条 7 項、3 条 8 項に従った、締約国の基準年のインベントリー評価の [固定されたパーセンテージ]
23. 森林管理を第 1 約束期間に適用することを選択した締約国は 24(c) から 24(e) におけるアカウントのために閾値を設定するべきである。閾値は 1995 年から 99 年の間の 1 年ないし 1 年以上の継続された期間における森林管理に関連する年平均 C ストック変化の 5 倍の [Z%] とする。(その) 締約国は、7 条 4 項における事前約束期間報告において、選択された期間における関連する C ストック変化の見積もりと共に、その閾値の見積もりを報告する必要がある。
24. 第 1 約束期間に対して
- (a) 森林管理の見積もりが正味の排出となる場合は、この値は (その) 締約国の割当量から差し引く。
- (b) 森林管理の見積もりが正味のシンクであり、初期区分量以下の場合は、森林管理の見積もりは (その) 締約国の割当量に加える。
- (c) 森林管理の見積もりが初期区分を超え、かつ、パラグラフ 23 に従って決められた閾値以下の場合には、(その) 締約国の割当量は初期区分+森林管理の見積もり値と初期区分の差の [Y]% が加えられる。
- (d) 森林管理の見積もりが閾値を超え、かつ閾値が初期区分より大きい場合、(その) 締約国の割当量は初期区分+パラグラフ 23 に従って決められた閾値と初期区分の差の [Y]% + 森林管理の見積もり値と閾値の差が加えられる。
- (e) 森林管理の見積もりが初期区分を超え、かつ、(その) 締約国がパラグラフ 23 に従った閾値を設定していない場合、(その) 締約国の割当量は初期区分+森林管理の見積もり値と初期区分の差の [Y]% が加えられる。
- (f) 森林管理の見積もりが初期区分を超え、かつ、初期区分がパラグラフ 23 に従って決められた閾値より大きい正味のシンクである場合、(その) 締約国の割当量は森林管理の見積もり値が加えられる。]

ブラケットの [と] の数が合わないが、原文どおり。



24.(e)は閾値を設定していない場合。24(f)は閾値が初期区分より小さく、かつ、森林管理による正味の吸収量が初期区分を超えた場合を想定している。この場合は森林管理による吸収分を全て割当量から差し引く。

イメージ図

(文責：纈纈)